



幹本
申7号

「新幹線総合車両センターにおける休業指示に関する申し入れ」を提出!

JR東労組は、新幹線統括本部より「新幹線総合車両センター操業非稼働日の設定について」および「操業非稼働日の設定に伴う一時休業の実施について」説明を受けました。

2020年に「休業指示に係る就業規則等の改正について」本部一本社間において団体交渉を開催して議論を行ってきています。休業を指示する目的は「当面の新型コロナウイルス感染症のリスクや将来にわたる様々なリスクの発生に備えるとともに、社員が安心して働ける環境を整える観点から、就業規則等の改正を実施するものであること」「雇用を最大限に確保するスタンスは変わらないこと」「休業を行う場合はひっ迫した状況にあり、休業を実施しないことにこしたことはない」などの確認をしてきました。

昨年、初めての休業指示が新幹線総合車両センターにて行われましたが、本部一本社間の議論経過を踏まえ、休業指示については慎重に判断し実施すべきことを議論しています。今回の説明時において、コロナの影響における運行本数の減少のみでは非稼働日の設定にまで至らないことは示されています。しかし、福島県沖地震の影響を受けているとは言え、1年も経たずして休業指示を実施することが示されていることに危機感を持たざるを得ません。働く側にとっては労働意欲があっても休業を指示されるものであり、休業の実施は組合員の賃金等労働条件に関わることから、実施にあたっては職場での丁寧な説明をおこない、納得感があり公正・公平に、不利益が生じることのないようにすべきです。そして休業を実施したとしても、社会インフラとしての使命は変わらず、列車が運行されることから、安全第一で安定した輸送と品質を確保し、異常時対応力も維持できる体制は確保されなければいけません。組合員の不安を解消し、労働条件と安全を守るために団体交渉を行います。



<要求事項>



1. 新幹線総合車両センターにおいて休業を指示する目的及び実施期間を明らかにすること。
2. 休業対象となる科・対象者及び各日の実施規模を明らかにすること。
3. 休業期間中における勤務と賃金の取扱いを明らかにすること。また、賃金の減額を行わないこと。
4. 非稼働日における教育や訓練等の考え方を明らかにすること。
5. 各種手当及び昇給、昇進、年次有給休暇付与等に関して休業した日を欠勤として取り扱わないこと。
6. 休業期間中においても異常時等に対応できる体制を確保すること。
7. 休業指示にあたっては丁寧な社員説明を行うとともに、公正・公平に取扱い、不利益等を発生させないこと。

組合員の不安を解消するため、団体交渉を行います!